

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究
(21AA2008)」

離死別女性の貧困と公的年金制度¹

研究分担者 四方理人(関西学院大学総合政策学部准教授)
研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所企画部 第1室長)

1. はじめに

(1) 公的年金の男女ギャップと貧困率の男女ギャップ

男女別に相対的貧困率をみると、20代までは大きな男女差は見られないが、30代以降は女性の方が高く、特に高齢期でそのギャップがさらに広がる(図1)。高齢期に貧困率の男女ギャップが広がる理由は、年金額の男女ギャップ(男性の年金額と女性の年金額の差)によると考えられる。年金は、生産年齢における就労履歴や就労収入によって多寡が決まる。女性は、賃金が相対的に低く、育児などで離職しやすいため、低年金となりやすい。ただし、高齢期においても、有配偶の場合は世帯で収入が合算されるため、年金額の男女ギャップは貧困率に影響しにくいと思われる。一方で、女性の平均寿命が長く、結婚年齢も低いことから死別が男性より多くなる。

そこで、配偶関係、特に死別における貧困が公的年金とどのように関係しているか考察することで、高齢期における女性の貧困率が高くなる理由が明らかになるだろう。すなわち、遺族年金が十分に貧困を防ぐことができているかを検証することになる。本稿では、1985年から2018年にかけて配偶関係別(有配偶、未婚、死別、離別)に相対的貧困率を測定し、その貧困率の変動を高齢女性における公的年金と家族扶養による貧困削減効果がどのように変化したかにより分析を行う。また、高齢者だけではなく、20~64歳の現役世代においても、死別女性や離別女性についての相対的貧困率に対する社会保障給付と家族扶養の貧困削減効果の変化について考察を行うことで、公的年金やその他の社会保障給付が死別や

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」の助成により実施された。また、厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報の提供を受け、独自集計したものである。調査票情報の提供においてご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお、本研究は筆者らの所属機関の見解を示すものではなく、また全ての誤りは筆者らに帰する。

離別のリスクにどのように対応しているかについて示唆を得ることができる。と考える。

図1 男女別年齢別相対的貧困率（2015年）

ヨーロッパ各国では、2010年代前半から後半にかけて、年金の男女ギャップは縮小したものの、年金受給者の相対的貧困率の男女ギャップは横ばいとなっている(Eurostat 2020)。前述したように、有配偶の場合は、男女で収入を合算するため、貧困率の差はほとんどない。そのため、貧困率の男女差は、死別、離別、未婚の女性の割合とそれぞれの貧困率によって生じると考えられる。日本では遺族厚生年金として、配偶者が被用者年金の受給権者である場合、死別後想定される老齢年金の4分の3の金額を受給することができる。したがって、雇用労働を経験する高齢者が増加するにつれ、被用者年金の遺族年金を受給できる死別女性が増加するため、近年になるほど高齢女性の貧困率は低下し、貧困率の男女ギャップも縮小する可能性もある。一方で、現役世代の女性の貧困率については、ひとり親、特にシングルマザーの貧困率が高いことが知られており(阿部 2008)、離別女性の割合が上昇することで全体の貧困率が上昇する可能性もある。

図2は、公的年金額、可処分所得、貧困率、就労収入について、それぞれの男女ギャップの推移を示している。まず、65歳以上について、女性の公的年金受給額は、男性と比べ1985年の約40%から2018年の約60%に上昇している。しかしながら、65歳以上における等価可処分所得の男女ギャップは1985年から2018年にかけてほぼ一定であり、また、相対的貧困率の男女ギャップは広がっている。つまり、高齢者における年金額の男女ギャップは縮小しているにもかかわらず、貧困率の男女ギャップは拡大している。

同じく、図2の20~64歳については、女性の就労収入は、男性と比べ1988年の約20%から2018年の約40%まで上昇しているが、等価可処分所得の水準は65歳以上と同様にほぼ一定の水準で推移している。ただし、貧困率の男女ギャップは縮小していることがみとれる。

したがって、個人でみた公的年金額の男女格差や就労収入の男女格差は縮小しているにもかかわらず、世帯でみた貧困率の男女ギャップは、65歳未満では縮小しているものの、65歳以上で拡大している。そこで本稿の問いは、なぜ、公的年金の男女ギャップが縮小しているにもかかわらず、高齢者の貧困率の男女ギャップが拡大しているのか、また、ひとり親の貧困率が高く、離別女性が増えているにもかかわらず、なぜ現役世代における貧困率の男女ギャップが縮小しているのかということになる。

図2 就労収入、公的年金、等価可処分所得、貧困率の男女ギャップの推移

(2) 配偶関係別にみた女性の貧困に関する先行研究

高齢女性の貧困率に影響を与えるのは、公的年金だけではない。清家・山田(2004)および

山田他(2011)は、夫の死別による就労収入の減少と、それが公的年金によって吸収できないことが単身女性の貧困の要因であるとしている。また、家族構成に大きな変化があり、3世代同居が減少し、単身者が増加することが高齢者の貧困率に影響している(阿部 2006, 四方・山田 2018)。この単身者の増加は、主に死別女性で増加している可能性もある。そして、高齢の離別・死別女性の貧困率は、有配偶女性の3倍であるとされており(濱本 2019)、死別女性の増加は、高齢女性の貧困率を高める一因と考えられる。ただし、前述したように日本の遺族年金の貧困削減効果が趨勢的に上昇している可能性がある。このような、貧困削減効果について、阿部(2006)および小塩・浦川(2008)は、世帯構成の変化と市場所得の減少という貧困率上昇要因と、税・社会保障による貧困率低下要因とが拮抗していたことを示している。また、渡辺・四方(2020)も同様に、公的年金による貧困削減効果は大きく上昇しているものの、私的扶養による貧困削減効果が低下によって相殺されていることを明らかにしている。

現役世代についても、阿部(2006)は、有配偶男性、有配偶女性、無配偶男性、無配偶女性の4カテゴリーに区分し分析を行っており、無配偶者の市場所得の減少が貧困率上昇の主要因であることを示している。四方・山田(2018)は、35~49歳では親同居配偶者なし、50~64歳では単身者の割合の上昇が貧困率を上昇させていることを示しており、未婚化が貧困率を引き上げていることがみてとれる。田宮(2017)は、ひとり親世帯の子どもの貧困率は、離別母子が死別母子より貧困率が高いことを示しており、女性の離別者が増加すると現役世代の貧困率が上昇する要因になる可能性もある。

(3) 本研究の使用データについて

本稿では、厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票データを用いる。同調査は、世帯の所得・貯蓄の状況、社会保険の加入状況、介護状況、健康状況等について毎年実施されている調査統計であり、3年に1度大規模調査が行われる。大規模調査年である2019年においては、世帯票と健康票は約27万7千世帯(世帯員約68万8千人)、介護票は介護保険法の要介護者及び要支援者の約6千人、所得票・貯蓄票は約5万世帯(世帯員約12万5千人)が調査されている。本稿では、1986年から2019年の大規模調査年における世帯票と所得票を統合したデータを用いる。なお、所得情報が前年度の所得となっているため、各調査実施年の1年前の1985年から2018年の所得として表示する。

本稿の分析で用いた世帯の可処分所得の定義は、次の通りである。

可処分所得 = 稼働所得 (= 雇用者所得 + 事業所得 + 農耕・畜産所得 + 家内労働所得) + 財産所得 + 社会保障給付金 (= 公的年金・恩給 + 雇用保険 + 児童手当等 + その他の社会保障給付) + 仕送り + 企業年金・個人年金等 + その他の所得 - 税・社会保障料 (= 所得税 + 住民税 + 社会保険料 + 固定資産税)

また等価可処分所得は、可処分所得を世帯人員数の平方根で除した金額である。なお、稼働所得について、5000万円を超える収入のサンプルは除外した。

2. 高齢女性の配偶関係別貧困率

(1) 貧困率の男女ギャップが拡大した理由

図3は、65歳以上の高齢者における男女別の配偶関係の推移である。まず、高齢女性について、1985年時点では60%であった死別の割合が、2018年には35%まで低下している。一方で、有配偶割合は1985年の36%から2018年の55%まで上昇した。平均寿命は、1985年から2018年にかけて男女で同様に伸びており(男性は6.47年、女性は6.84年上昇)、これは男女の結婚年齢の差が縮小したことが一つの要因である²。次に、高齢男性については、1985年から2000年にかけて死別の割合が低下するが、その後上昇する。また、未婚の割合が徐々に増加している。結果として、1985年と2018年では有配偶の割合がほぼ同じ水準となっている。

図3 65歳以上男女の配偶関係の推移

図4は、配偶関係ごとの高齢者の貧困率となっている。まず、高齢女性については、1985年では有配偶と死別の貧困率が拮抗しているが、有配偶の貧困率は低下する傾向にある一方、死別の貧困率は上昇傾向にある。結果として、2018年では死別の貧困率は有配偶と比較して、20%ポイント近く貧困率が高くなっている。また、未婚と離別では、死別よりも高い水準で貧困率が推移しているが、離別の貧困率は低下傾向にはなく、未婚の貧困率は低下傾向にあり、2015年では未婚の貧困率と死別の貧困率がほぼ同水準となっている。

配偶関係別に高齢男性の貧困率をみると、こちらも1985年時点では有配偶と死別の貧困率が同じ水準となっているが、有配偶のみ貧困率が低下することで、有配偶と死別の貧困率の差が大きくなっている。ただし、死別高齢女性とは異なり、死別高齢男性の貧困率が上昇傾向にあるとは言えない。なお、未婚高齢男性の貧困率は、大きく変動しているが、未婚高齢女性より近年高くなっている。

図4 65歳以上男女の等価可処分所得による配偶関係別相対的貧困率

次に、1985年から2018年にかけての貧困率変化分を各配偶関係の割合の変化と各配偶関係の貧困率の変化で寄与度分解したものが表1となる³。まず女性については、この間に

² 国立社会保障・人口問題研究所(2017)によると平均初婚年齢は、1987年で男性28.2歳、女性で25.3歳であったが、2015年では男性30.6歳、女性29.1歳と結婚年齢の男女差が縮小している。

³ 二時点間の貧困率の変化分(Δa)は、類型ごとの貧困率の変化分(Δa_i)と各類型シェアの変

貧困率が 1.48%低下しているが、これはシェアの変化として死別の割合が低下したことが理由である。しかしながら、死別の貧困率が上昇したことにより、一定程度貧困率の低下が相殺されている。高齢男性については、シェア変化による寄与度は小さいが、有配偶における貧困率の低下によって、全体での貧困率が低下している。高齢女性においても、有配偶女性の貧困率が低下しているが、死別の貧困率が上昇したために、高齢男性ほど貧困率が低下しなかったといえる。

表1 高齢男女における 1985 年から 2018 年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

(2) 死別女性の貧困率上昇の理由

なぜ、死別高齢女性の貧困率が上昇したのかを確認するために、高齢女性の家族との同居の変化をみる。四方・山田(2018)は、高齢単身者や高齢夫婦世帯の貧困率が低下したが、3世代同居の割合が低下したために、高齢者全体での貧困率の低下幅は小さいものにとどまったとしている。家族との同居の変化は、特に死別女性において生じている可能性がある。

図5は、高齢死別女性の家族との同居形態の割合の推移を示している。高齢死別女性において単身の割合は、1986年で20%以下であったが、2018年では約45%となっている。有配偶の子と同居する高齢死別女性は、1985年で60%を超えていたが2018年では25%以下となっている。したがって、高齢死別女性の主な家族との同居形態はこの30年間で3世代同居から単身に変化したといえる。

図5 高齢死別女性の同居形態の変化

図6は、死別高齢女性の家族との同居形態別にみた貧困率である。1985年では単身の場合、約70%が貧困であったが、その後低下し、2000年では約50%となっている。しかしながら、その後貧困率の低下は下げ止まり、2018年でも50%程度となっている。そして、有配偶の子と同居する場合は、この間、約10%でほぼ一定の水準で推移している。また、無配偶の子と同居の場合は、25%から30%の水準で安定的に推移している。したがって、死別高齢女性については、各同居形態別の貧困率は低下傾向もしくは安定的に推移しているが、全体での貧困率は上昇している。

化分 (ΔI_i) に、それぞれのタイプの時点間平均 (\bar{I}_i) とそれぞれの貧困率の時点間の平均 (\bar{a}_i) でウェイト付けしたものに分解可能である。すなわち、 $\Delta a = \sum_i (\Delta a_i \bar{I}_i + \Delta I_i \bar{a}_i)$ となる。ここで、 $\Delta a_i \bar{I}_i$ は、各世帯タイプの貧困率の変化分による寄与度、 $\Delta I_i \bar{a}_i$ は各世帯タイプのシェアの変化による寄与度として解釈できる。

図 6 死別高齢女性の同居形態別貧困率

表 2 は、1985 年から 2018 年にかけての貧困率の変化分を家族との同居形態別のシェアの変化と貧困率の変化に寄与度分解したものである。死別女性において、単身世帯の貧困率の低下が全体の貧困率の引き下げに寄与しているが、単身世帯のシェアの上昇の寄与が大きくそれを上回っており、結果として、貧困率が上昇してしまっていることがわかる。

したがって、高齢女性の貧困率が高齢男性より低下せず、貧困率の男女ギャップが拡大した理由は、死別女性の単身化により貧困率が上昇したためである。

表 2 1985 年から 2018 年の死別高齢女性の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

3. 高齢女性における公的年金による貧困削減効果

(1) 配偶関係別の公的年金と等価可処分所得の水準

本節では、高齢女性における公的年金を中心とした各所得源の貧困削減効果について分析を行う。前節でみたように、死別高齢女性においては、単身化により貧困率が上昇していたが、本節では、公的年金がどの程度貧困率を削減しているのかについて考察する。

図 7 は、配偶関係別に本人の公的年金額の水準を各年の等価可処分所得の平均に対する比で示している。まず、高齢女性については、未婚で最も年金額が高く、有配偶で最も低くなっている。また、死別の年金額は有配偶と比較して 1.4 倍から 1.7 倍程度の年金の水準となっている。遺族年金の存在により、死別女性の年金額が大きく上昇していることが示唆される。また、いずれの配偶関係でも年金額は 1980 年代から 2000 年代にかけて上昇傾向にあるが、2010 年代に上昇が止まっており、死別では 2012 年以降やや低下傾向にある。

そして、高齢男性の年金額については、有配偶の年金額が最も高く、未婚の年金額が最も低い水準で推移している。男性の年金額についても 2000 年代まで上昇していたが、2010 年代ではやや低下している。図 2 で示したように、高齢者における年金額の男女ギャップは減少しているが、近年の男女ギャップの減少は男性の年金額の低下によるものである。

図 7 高齢男女における配偶関係別、本人の公的年金所得の水準

図 8 は、配偶関係別にみた等価可処分所得の水準である。図 7 と同じく、全人口の等価可処分所得の平均を 100%とした比となっている。高齢女性では、1985 年では有配偶と死別でほぼ同じ水準の等価可処分所得であったが、その差は徐々に開き、2012 年では死別は有配偶の 84%の水準となっている。公的年金の額は死別のほうが高いが、等価可処分所得は死別で低くなっている。一方で、高齢男性については、死別の等価可処分所得の水準は年によって変動しているものの、有配偶と近い水準にある。

図8 高齢男女における配偶関係別等価可処分所得の水準

(2) 公的年金と家族扶養の貧困削減効果

次に、所得段階による貧困率の水準をみていく。これは、渡辺・四方(2020)を踏襲したものである。具体的には、高齢者の就労収入や資産収入といった当初所得に、公的年金給付を追加した場合、その他家族の当初所得を追加した場合など、各所得段階における相対的貧困率を測定することによって、高齢者自身による自助、公的年金による貧困削減効果、高齢者が子と同居することによる家族扶養のそれぞれの推移について検証する。

まず、分析に用いる所得の構成割合の変化をみたい。図9は、高齢女性の世帯所得の構成割合を配偶関係別にみたものであり、税・社会保険料を引く前の総収入を100としている。まず、有配偶女性においては、いずれの年も家族の当初所得が最も大きく、次いでその他の社会保障給付となる。その他の社会保障給付は、配偶者の公的年金が含まれており、近年割合が高まっている。1985年では有配偶高齢女性本人の公的年金は5%であり、本人の就労収入やその他の当初所得を合わせても10%に満たない。本人の就労収入の割合はほとんど上昇していないが、本人の公的年金の割合は年々高まっており、2018年には16%となる。未婚女性については、1985年では家族の当初所得の割合が60%と最も高い所得要素であったが、2018年には本人の公的年金が50%を超え最も高い割合となっている。死別は有配偶と同じく家族の当初所得の割合が高い。ただし、本人の公的年金の割合が8%から28%に上昇している。離別は、他の配偶関係より本人の就労収入と本人のその他収入の割合が高い。そのため、2018年において本人の当初所得と公的年金で、56%の割合となる。いずれの配偶関係でも家族の当初所得の割合は低下しているが、有配偶だけでなく、死別も家族の収入に現在でも多く依存していることがみてとれる。

以上のような世帯所得の変化が、高齢者の貧困率にどのような影響を与えているかについて、以下の5つの所得段階を設定し、それぞれの所得段階における貧困率の測定を行う。

- ① 本人の当初所得
- ② 本人の当初所得+本人の公的年金
- ③ (本人の当初所得+家族の当初所得) / $\sqrt{\text{世帯人員数}}$
- ④ (本人の当初所得+本人の公的年金+家族の当初所得+その他の社会保障給付) / $\sqrt{\text{世帯人員数}}$
- ⑤ (④-税・社会保険料) / $\sqrt{\text{世帯人員数}}$

まず、①の高齢女性本人の当初所得には、就労収入だけでなく、資産収入や企業年金・個人年金も加えている。②は、①に本人の公的年金給付を加えたものである。したがって、①から②への相対的貧困率の変化は、本人の公的年金による貧困削減効果を示すと考えられる。③は、高齢者の当初所得(①)に公的年金ではなく、同居家族の当初所得を含めたものであり、世帯の当初所得となる。①から③への相対的貧困率の変化は、家族と同居すること

による貧困削減効果を示すと考えられる。さらに、①→②、①→③の相対的貧困率の変化幅を比較することで、高齢女性本人の公的年金と家族扶養それぞれの貧困削減効果がどのように推移してきたかを示すことができるだろう。

そして、④は、①に公的年金と同居家族の当初所得を加え、その他の社会保障給付を加えた世帯の総所得となる。⑤はそこから税・社会保険料を控除した場合、すなわち可処分所得となる。また、①と②は等価化しておらず、③から⑤は世帯人員数の平方根で等価化している。すなわち、①と②は高齢女性本人の収入のみでどの程度貧困が削減されるかということになる。なお、いずれの場合も相対的貧困線は、世帯員数の平方根を等価尺度とした等価可処分所得を用いて年次ごとに求めた。

図9 高齢女性における世帯所得の構成

図10は、高齢女性と高齢男性について、所得段階別の貧困削減効果をみたものである。まず、高齢女性本人の当初所得のみでは、いずれの年でも9割以上が貧困になってしまう(①)。男性では、本人の当初所得では1985年では貧困率が73%であったが、2003年には8割を超え、その後再び低下し、2018年では74%となる。近年、高齢男性において非正規雇用が増加していることを反映していると考えられる(四方2019)。本人の公的年金を加えた場合では(②)、1985年では85%であったが、2018年には63%まで低下した。同じく、高齢男性では、本人の公的年金を加えた場合の貧困率は1985年の43%から2018年の20%まで低下しており、多数が本人の総収入のみで貧困に陥らない状態となっている。

次に、本人の公的年金ではなく、家族の当初所得を加えた貧困率をみると、高齢女性では1985年から2000年にかけて急速に上昇したがその後の上昇は小さい(③)。家族扶養による貧困削減効果は、1980年代から1990年代に大きく縮小したといる。高齢男性についても同様に1980年代から1990年代にかけて家族の当初所得による貧困率は上昇したが、1988年ですでに家族の当初所得による貧困削減効果より本人の公的年金による貧困削減効果のほうが大きい。次に、世帯の総所得でみた貧困率は、高齢女性では20%程度でこの間一定の水準となっている(④)。世帯の総所得には、配偶者の公的年金が含まれていることの影響が大きい。高齢女性において家族の当初所得による貧困削減効果は大きく弱まったが、本人及び配偶者の公的年金により貧困率が一定の水準で推移することになる。

なお、税・社会保険料を考慮した可処分所得による貧困率は(⑤)、総所得と同様の動きとなっている。高齢男性では、世帯の総所得および可処分所得の貧困率は、1990年代から2000年代にかけてそれぞれ5%程度低下している。これは、高齢女性にはみられない貧困率の低下である。その要因の多くが、本人の公的年金による貧困削減効果の拡大である。ただし、2010年代では、公的年金による貧困削減効果も一定化している。

図10 高齢男女における所得段階別にみた相対的貧困率

図 11 は、高齢女性における配偶関係別の所得段階別にみた貧困率である。まず、有配偶では、本人の当初所得による貧困率は 90%を超える水準で推移している。それに本人の公的年金を加えた貧困率は、徐々に低下しており、公的年金による貧困削減効果は強化されている。ただし、本人の公的年金による貧困削減効果は、家族の当初所得によるものよりも小さい。配偶者の公的年金等を含めた総所得による貧困率は、1980 年代から 2000 年代にかけて低下している。これは、高齢男性で観察されたものと同様である。

一方、死別女性については、有配偶女性と同様に、本人の当初所得による貧困率は 90%を超える水準で推移しているが、本人の公的年金による貧困率が有配偶女性より低く、貧困削減効果大きい。しかしながら、有配偶女性では家族の当初所得による貧困率は 2000 年以降横ばいとなるが、死別女性では 2012 年まで上昇している。また、死別女性の本人の公的年金による貧困率は、2012 年以降やや上昇しており、公的年金による貧困削減効果の拡大は 2012 年までであった。主に遺族年金の拡大による貧困削減効果は、1990 年代から 2000 年代にかけて増加するが、それ以上に家族による貧困削減効果の低下による影響が大きく、可処分所得の貧困率が上昇した。また、2010 年代では本人の公的年金による貧困削減効果の拡大も生じておらず、可処分所得でみた貧困率も上昇することになったといえる。

図 11 高齢女性における配偶関係別所得段階別にみた相対的貧困率

4. 20～64 歳の女性における配偶関係別貧困率

(1) 配偶関係と貧困率の推移

本節では、20～64 歳における現役世代の女性における貧困率について分析を行う。図 12 は、20～64 歳の配偶関係の推移を男女別に示している。男女ともに有配偶割合が低下し、未婚の割合が上昇する傾向にある。ただし、離別の割合が女性で高く、近年上昇していることがみてとれる。また、女性の死別の割合については、1980 年代では離別より高かったが、2000 年代以降低下しており、2018 年では離別の 4 分の 1 程度となっている。したがって、20～64 歳の女性については、遺族年金が貧困率に与える影響は低下し続けていると考えられる。

図 12 20～64 歳の男女における配偶関係の推移

次に、図 13 では、配偶関係別の貧困率を示している。男女ともに有配偶で最も貧困率が低く、離別では高い水準で推移している。死別の貧困率については、女性で 25～30%程度で推移しているが、2018 年に大きく低下している。男性の死別については、サンプルが小さいため変動が大きいが 15～25%程度で推移しており、死別女性よりは低い水準となっている。特徴的な点は、有配偶と未婚の貧困率の差が拡大傾向にあり、特に男性においては、

1985 年では未婚と有配偶の貧困率はそれぞれ 10%程度と近い水準であったが、2010 年代では未婚の貧困率が約 20%で有配偶の 2 倍程度の貧困率となっている。未婚の貧困率は、女性より男性で高くなっている。

図 13 20～64 歳の男女における配偶関係別貧困率の推移

表 3 は、表 1 と同様に配偶関係別のシェアと貧困率による寄与度分解を行った結果である。1985 年から 2018 年にかけて、女性は貧困率が 1.43%上昇しているが、その多くが未婚と離別のシェアの拡大によって生じているといえる。一方男性では、貧困率の上昇が未婚における貧困率の上昇とシェアの拡大によって貧困率が拡大している。未婚男性における収入の低下が、有配偶率の低下と貧困率の上昇の双方に影響していると考えられる。

表 3 20～64 歳の男女における 1985 年から 2018 年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

(2) 公的年金と家族扶養の貧困削減効果

以下では、3 節同様に所得段階による貧困率の推移から、公的年金による貧困削減効果と家族扶養による貧困削減効果についてみていく。特に、死別女性の公的年金の貧困削減効果の推移と家族扶養による貧困削減効果の推移が本稿の研究目的となる。また、近年の有配偶女性の就労率の上昇は、貧困率に影響を与えているのか、また、未婚者の貧困率の上昇の要因についても考察を行う。

図 14 は、20～64 歳の女性が含まれる世帯における各所得源のシェアである。有配偶では、家族の当初所得が 1985 年では 82%から 2018 年の 74%と徐々に低下している一方、本人の就労収入が 12%から 18%に上昇している。本人の公的年金は無視できる程度の割合であるが、家族の公的年金が含まれるその他の社会保障給付は 2000 年に 8%と最も高くなっている。未婚の場合も、家族の当初所得の割合が低下し、本人の就労収入の割合が上昇している。この傾向は、2000 年代以降に顕著である。死別も同様の傾向にあるが、本人の就労収入だけでなく、本人の公的年金の割合も上昇している。死別における公的年金の割合は、1985 年では 8%であったが、2009 年に 20%まで上昇し、2018 年では 16%となっている。最後に離別も家族の当初所得の割合が低下しているが、本人の就労収入の割合は、1991 年以降ほぼ一定である。1990 年代以降は、その他の社会保障給付の割合が上昇しているが、これは児童手当および児童扶養手当によるものと考えられる。

図 14 20～64 歳の女性における世帯所得の構成割合

図 15 は、20～64 歳女性における各配偶関係において所得段階別にみた相対的貧困率で

ある。所得段階の定義は、前節と同じである。まず有配偶では、本人の当初所得およびそれに本人の公的年金を加えた場合の貧困率が、ほぼ同じ水準であり、自身の公的年金を受け取っている有配偶女性はわずかである、あるいは本人の公的年金額が相当に低いと考えられる。本人の当初所得での貧困率は、1985年から2000年までは75%でほぼ一定であったが、その後低下している。有配偶女性の就労率の上昇に伴い、近年本人の収入だけで貧困基準を上回る有配偶女性が増加している。そして、本人の当初所得に夫の収入が中心となる家族の当初所得を加えた貧困率は、1995年の10%から2009年には17%まで上昇し、その後やや低下し、2018年では13%となっている。2010年前後は夫を含めた当初所得だけでは貧困になる場合が多くなっている。なお、社会保障給付を加え、税・社会保険料を控除した可処分所得でみると、この間、貧困率に大きな変動はない。夫の収入の低下に対し、有配偶女性本人の就労収入と社会保障給付によって、貧困に陥らないようにしていたと考えられる。

次に未婚女性については、本人の当初所得による貧困率は、50%前後で推移しており、傾向だった動きをしていない。しかしながら、それに家族の当初所得を加えた場合の貧困率は、1985年の12%から上昇傾向にあり、2018年には24%となっている。未婚女性本人の経済力ではなく親などの同居家族による貧困削減効果が低下している。ただし、世帯の総所得や可処分所得でみた貧困率は、家族の当初所得による貧困率が上昇した時期においては、上昇していない。未婚率の上昇により、未婚女性の年齢構成が上がっていることを反映し親も高齢者が増えるため、家族の当初所得でみた貧困率は増加するが、家族の公的年金が含まれる総所得でみると貧困率が上昇していないと考えられる。

そして、死別については、本人の当初所得でみた貧困率は、1985年から2009年まで約65%でほぼ変化がなかったが、その後やや低下し、2018年には55%となっている。そして、本人の当初所得に公的年金を加えた場合の貧困率は、1997年から2003年にかけて大きく低下している。その時期、本人の当初所得でみた貧困率が低下していないため、公的年金の影響で貧困率の低下幅が大きく、公的年金による貧困削減効果が拡大したといえる。その一方、家族の当初所得でみた貧困率は、趨勢的に上昇しており、公的年金による貧困率の低下を相殺しているため、総収入や可処分所得でみた貧困率については、1994年から2015年までほとんど変化していない⁴。

最後に離別については、本人の当初所得による貧困率が1985年から2012年まで約50%で推移したがその後低下し、2018年では35%となっている。また、本人の当初所得に家族の当初所得を加えた場合、1985年では約40%と本人の当初所得から10%ポイント程度の貧困削減効果があったが、徐々にその効果が小さくなり、2003年以降、本人の当初所得のみの貧困率と家族の当初所得を加えた貧困率がほぼ同じ水準となっている。離別女性の一

⁴ なお、2018年に家族の当初所得による貧困率が大きく低下するなど、それまでの傾向と異なっており、また、死別者のサンプルが小さくなっているが、大きな変化が起きているかについては、判別がつかない。

人の当初所得での貧困率と家族を加え等価化した当初所得でみた貧困率が同じ水準となっており、家族との同居により貧困ではない水準の世帯所得となる離別女性がいる一方、離別女性と同居することで貧困ではなくなる家族も存在すると考えられる。そして、世帯の総所得や可処分所得でみた貧困率は、2000年代以降徐々に低下している。本人の当初所得による貧困率の低下だけではなく、母子世帯等に対する現金給付の影響も考えられる。

図 15 20～64 歳女性における配偶関係別所得段階別にみた相対的貧困率

5. おわりに

女性の就業率は上昇しており、男女の賃金格差は縮小している。また、日本の公的年金制度においては、被用者年金を受給しているもしくは受給権のある高齢者が死亡する場合、老齢年金相当額の 4 分の 3 が配偶者の遺族年金となるため、死別女性の年金額は有配偶者と高齢者一人当たりでみると遜色ない水準になると考えられる。特に、男女ともに雇用労働力化が進み、老齢厚生年金だけでなく老齢遺族年金の受給者も増加しており、実際に年金額の男女ギャップも縮小傾向にある。

しかしながら、65 歳以上の高齢者においては、貧困率の男女ギャップが拡大している。その一方、現役世代においては貧困率の男女ギャップは縮小傾向にある。有配偶者においては、男女が同一世帯であるため、貧困率の男女ギャップは生じにくい。未婚、死別、離別における貧困率を比較する必要がある。そこで、本稿では、日本の高齢者における貧困率の男女ギャップが拡大した一方、現役世代ではその貧困率の男女ギャップが縮小した理由を配偶関係別にみた貧困率を分析することで検証した。

まず、65 歳以上の高齢女性の貧困率は、1985 年から 2018 年にかけて約 1.5% 低下したが、その間、高齢男性の貧困率は約 4.5% 低下したために貧困率の男女ギャップが拡大した。その理由は、有配偶女性の貧困率が低下したにもかかわらず、死別女性の貧困率が上昇したためである。ただし、高齢女性において、死別の割合は低下している。そして、死別高齢女性の貧困率が上昇した理由は、単身割合の上昇である。単身の死別高齢女性の貧困率は低下傾向にあるものの、家族と同居、特に有配偶の子と同居する場合より、現在でも著しく高い水準にあり、その単身割合がこの間大きく上昇した。四方・山田 (2018) において、単身高齢者や夫婦のみ世帯の高齢者において貧困率は大幅に低下しているが、高齢者全体では貧困率がそれほど低下していない理由として、単身高齢者が増加していることが挙げられているが、本稿では、特に死別女性において単身化が進んでいることが、高齢女性の貧困率が下がらない理由であることを確認している。

次に、高齢女性の配偶関係別に所得段階による貧困率をみることで、公的年金と家族扶養による貧困削減効果の推移について考察を行った。その結果、死別高齢女性にとって、遺族年金の拡大による貧困削減効果は、1990 年代から 2000 年代にかけて増加するが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果の低下による影響が大きく、貧困率が上昇している。そし

て、2010年代では死別女性本人の公的年金による貧困削減効果の拡大も生じておらず、可処分所得でみた貧困率の上昇傾向が維持された。年金額の男女ギャップが縮小したにもかかわらず、死別高齢女性の貧困率が上昇した理由として、1990年代から2000年代にかけては、死別高齢女性の単身化が主な理由であるが、2010年代では高齢男性の年金額の低下が貧困率の男女ギャップ縮小の主な理由である。また、同じく2010年代では、高齢だけでなく現役世代の死別女性の年金額も低下傾向にあり、公的年金による貧困削減効果もやや弱まっている。

そして、20～64歳の女性については、貧困率が上昇しているが、その主な要因は未婚と離別割合の上昇であった。ただし、男性においては未婚での貧困率の上昇と未婚率の上昇により女性より大きく貧困率が上昇したため、貧困率の男女ギャップが縮小した。そして、所得段階別に見た貧困率から有配偶女性では、本人の当初所得での貧困率は低下しているが、可処分所得の貧困率の変化は小さく、同居家族の収入のシェアが低下していることから、夫の収入の低下に対し、有配偶女性本人の就労収入と社会保障給付でカバーすることで貧困に陥らないようにしていたと考えられる。

そして、現役世代の死別女性においては、公的年金による貧困削減効果は、1990年代後半以降から2000年代前半に拡大したが、その間、家族扶養による貧困削減効果が縮小したため、1985年から2015年にかけて可処分所得でみた貧困率は低下していない。

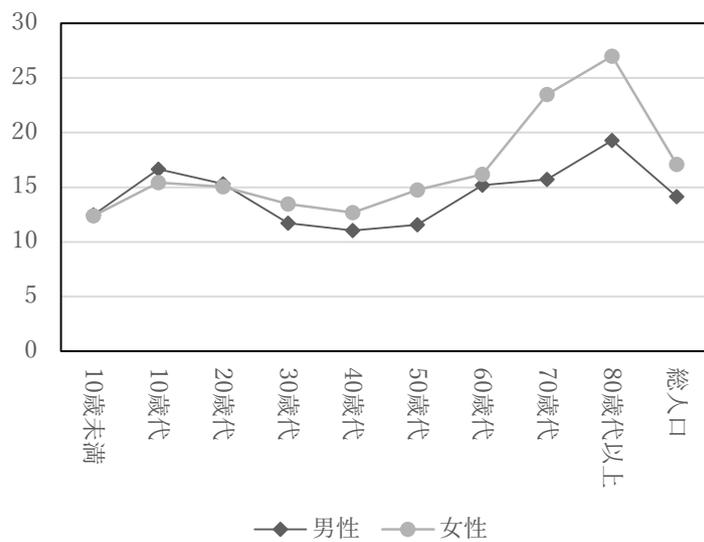
公的年金の男女ギャップが縮小し、高齢の死別女性も現役世代の死別女性も遺族年金による貧困削減効果が1990年代から2000年代に強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まった。結果として、高齢死別女性の貧困率は上昇することになり、高齢者における貧困率の男女ギャップは拡大することになった。高齢女性の死別割合は、1980年代から2000年代にかけて低下したが、2010年代では下げ止まっており、今後、高齢化が進み、少子化で扶養してくれる子ども少なくなるため、死別後に単身化が進み貧困率がより高くなってしまうと予想される(稲垣 2013)。公的年金を含めた社会保障給付の機能拡大がより求められるようになるだろう。

参考文献

- 阿部彩 (2006) 「貧困の現状とその要因——1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」
小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配——格差拡大と政府の役割』東京
大学出版会, 第5章, pp.111-137.
- 阿部彩 (2008) 『子どもの貧困』岩波新書.
- 稲垣誠一(2013) 「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し—結婚・離婚行動変化の
影響評価」『季刊・社会保障研究』Vol. 48, No. 4, pp. 396-409.
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008) 「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」, 『季刊社会保
障研究』, Vol.44, No.3, pp.278-290.
- 国立社会保障・人口問題研究所(2017) 『第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する

- 全国調査)』 (https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp) .
- 清家篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社.
- 四方理人(2019)「高齢者における就労と貧困」『貧困研究』 Vol. 23, pp. 16-26.
- 四方理人・山田篤裕(2018)「家族の変化と相対的貧困率の変化——親と同居する無配偶の成人子ども増加の影響」山田篤弘ほか編著『最低生活保障の実証分析——生活保護制度の課題と将来構想』有斐閣.
- 橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 田宮遊子(2017)「親の配偶関係別にみたひとり親世帯の子どもの貧困率—世帯構成の変化と社会保障の効果」『社会保障研究』, Vol. 2, No. 1, pp. 19-31.
- 濱本知寿香(2019)「配偶者との離死別と高齢者の生活状況」『社会保障研究』 Vol. 4, No. 1, pp. 20-32.
- 百瀬優(2017)『働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究(厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 政策科学総合研究(政策科学推進研究) 総括・分担研究報告書)』.
- 山田篤裕・小林江里香・Jersey Liang(2011)「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」『貧困研究』 Vol. 7, pp. 110-122.
- 渡辺久里子・四方理人(2020)「高齢者における貧困率の低下—公的年金と家族による私的扶養」『社会政策』第12巻第2号, pp. 62-73.
- Eurostat (2020) Closing the gender pension gap?
(<https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/-/ddn-20200207-1>)

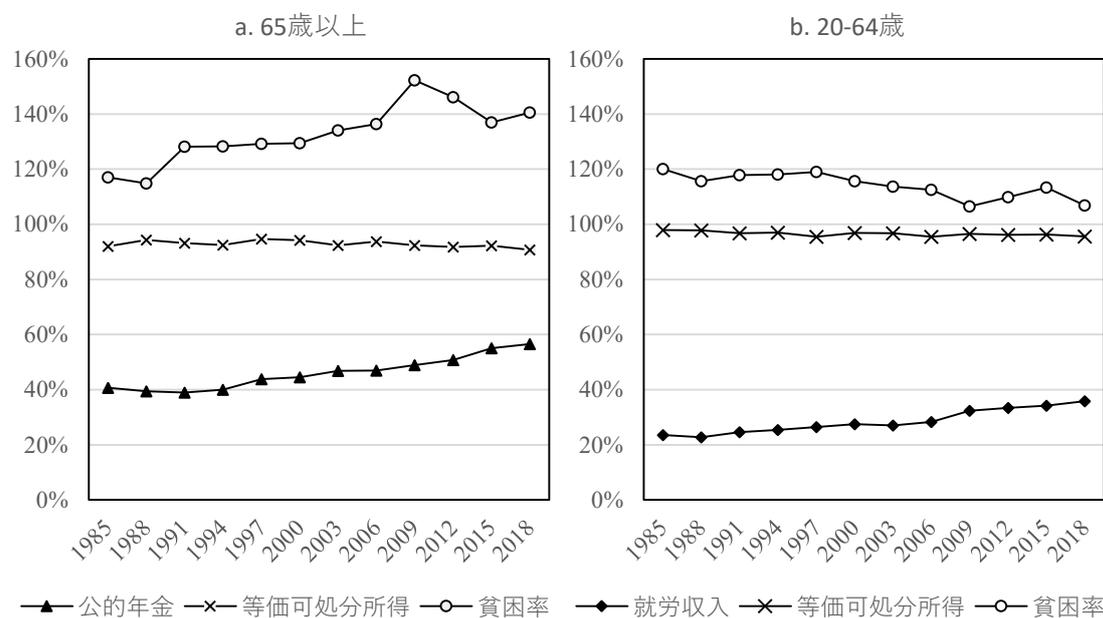
図1 男女別年齢別相対的貧困率（2015年） %



注：相対的貧困率は、中位等価可処分所得の1/2を貧困線としている。

出所：『国民生活基礎調査』より筆者作成。

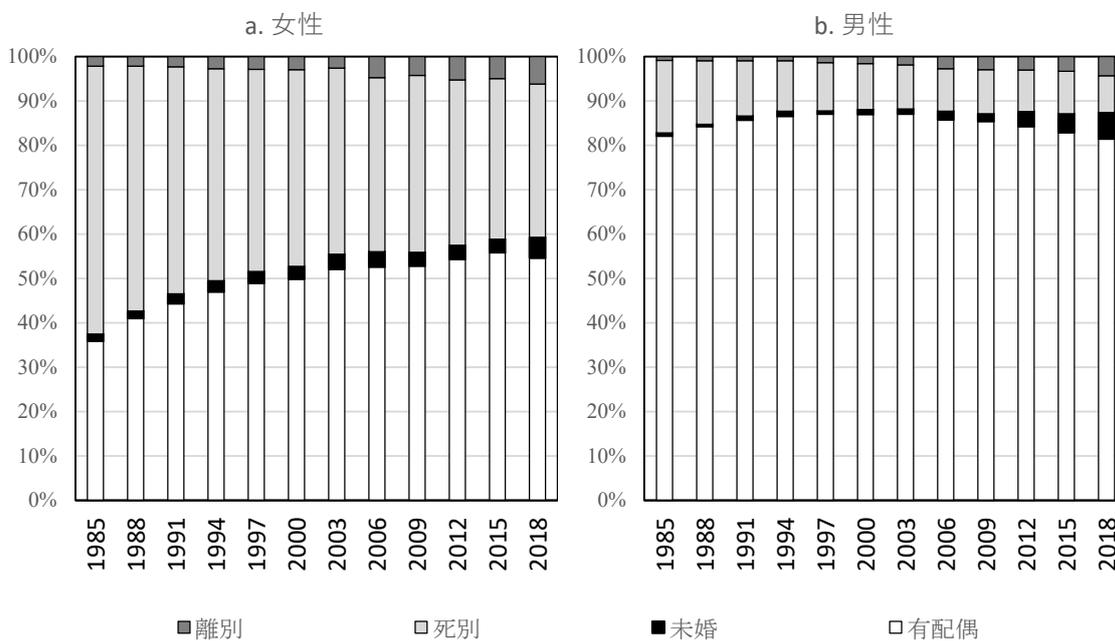
図2 就労収入、公的年金、等価可処分所得、貧困率の男女ギャップの推移



注：公的年金、等価可処分所得、就労収入は、平均年間収入について、男性を1とした女性の水準を示している。同様に、貧困率は男性の相対的貧困率を1とした女性の貧困率の水準である。

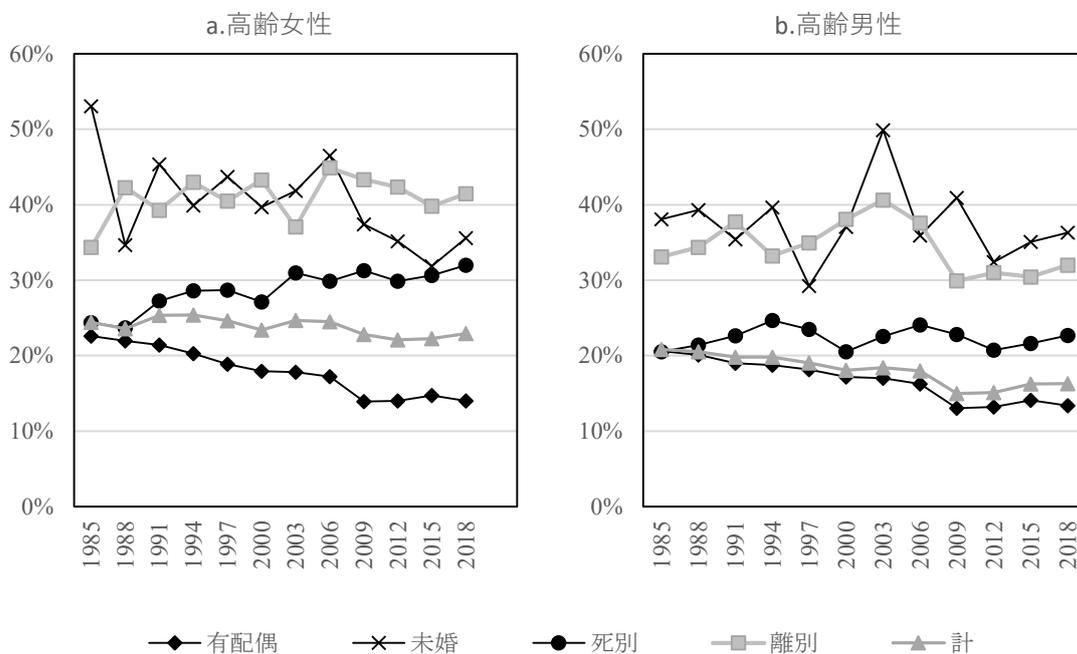
出所：『国民生活基礎調査』より筆者作成。

図3 65歳以上男女の配偶関係の推移



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図4 65歳以上男女の等価可処分所得による配偶関係別相対的貧困率



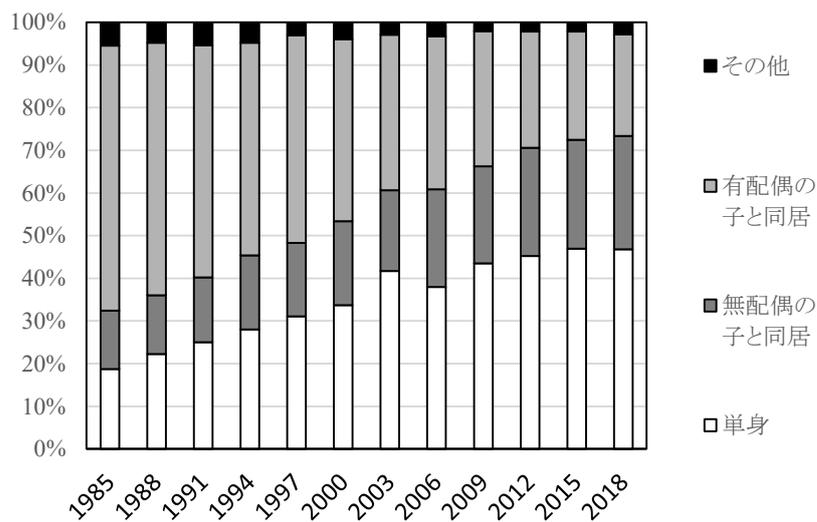
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

表1 高齢男女における1985年から2018年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

	高齢女性		高齢男性	
	貧困率寄与	シェア寄与	貧困率寄与	シェア寄与
有配偶	-3.89	3.42	-5.93	-0.11
未婚	-0.54	1.39	-0.06	1.95
死別	3.61	-7.29	0.26	-1.74
離別	0.30	1.53	-0.03	1.12
合計	-0.53	-0.95	-5.76	1.22
貧困率変化	-1.48		-4.53	

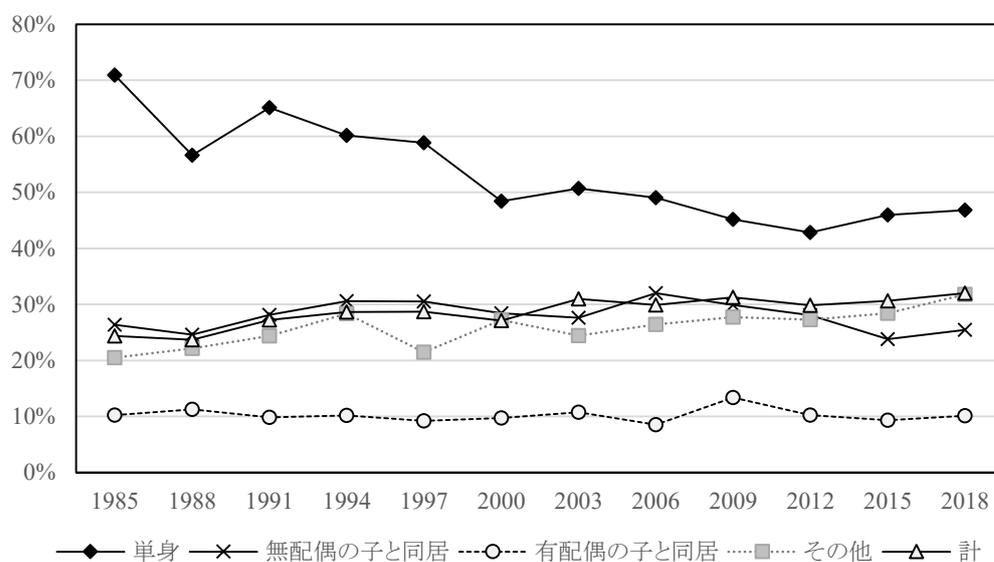
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図5 高齢死別女性の同居形態の変化



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図6 死別高齢女性の同居形態別貧困率



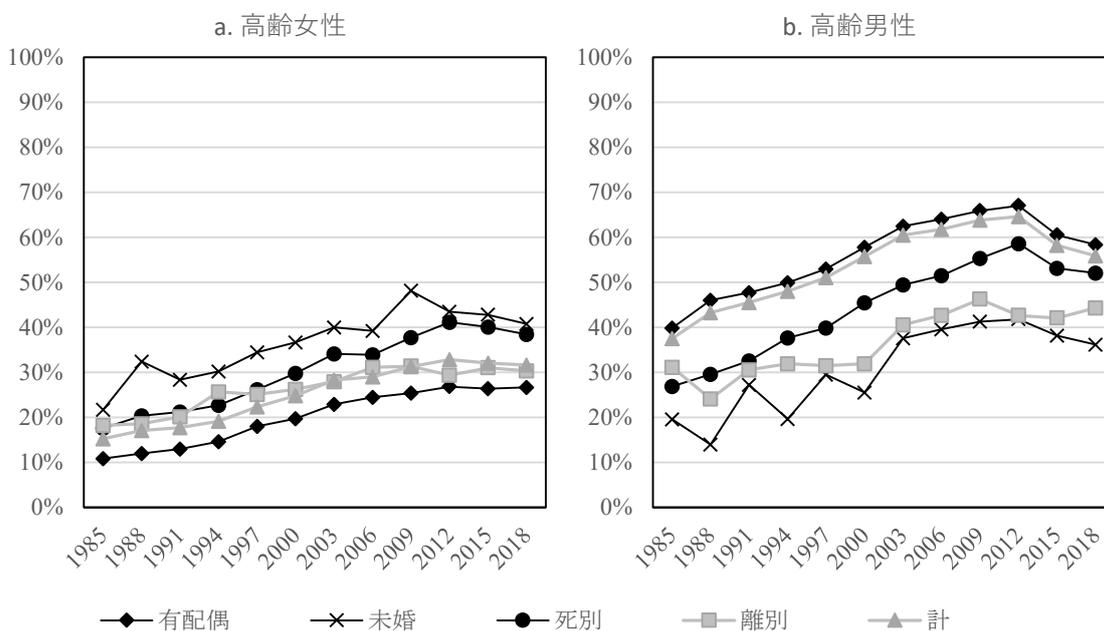
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

表2 1985年から2018年の死別高齢女性の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

	死別女性	
	貧困率寄与	シェア寄与
単身	-7.89	16.52
無配偶の子と同居	-0.19	3.32
有配偶の子と同居	-0.04	-3.89
その他	0.47	-0.69
合計	-7.65	15.25
貧困率変化	7.60	

出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

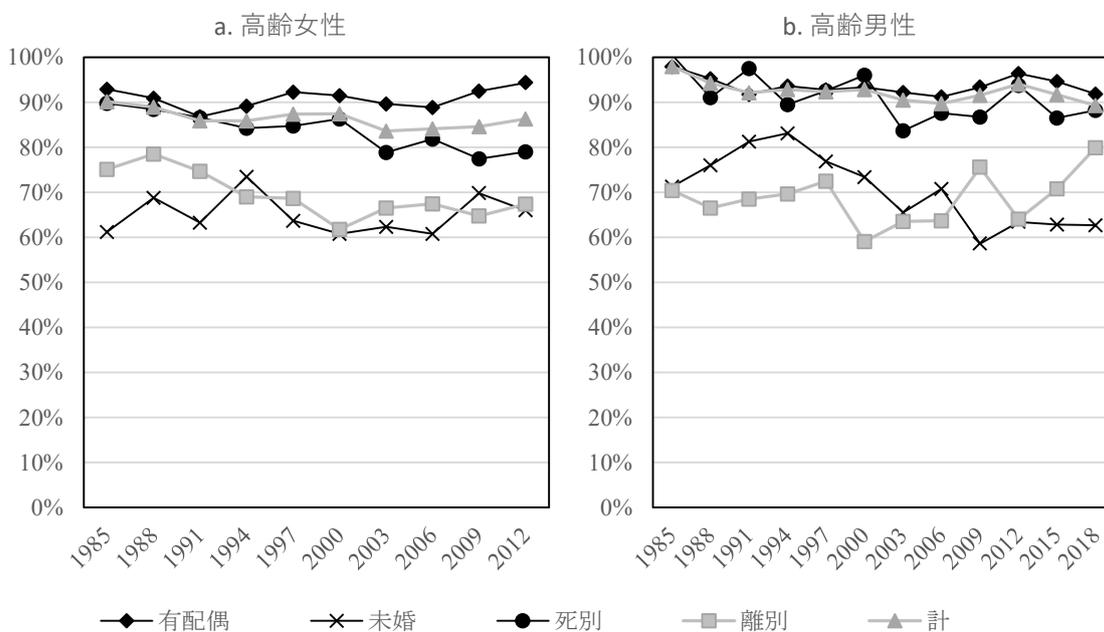
図7 高齢男女における配偶関係別、本人の公的年金所得の水準



注：全人口における等価可処分所得の平均を100%とした比で表記している。

出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

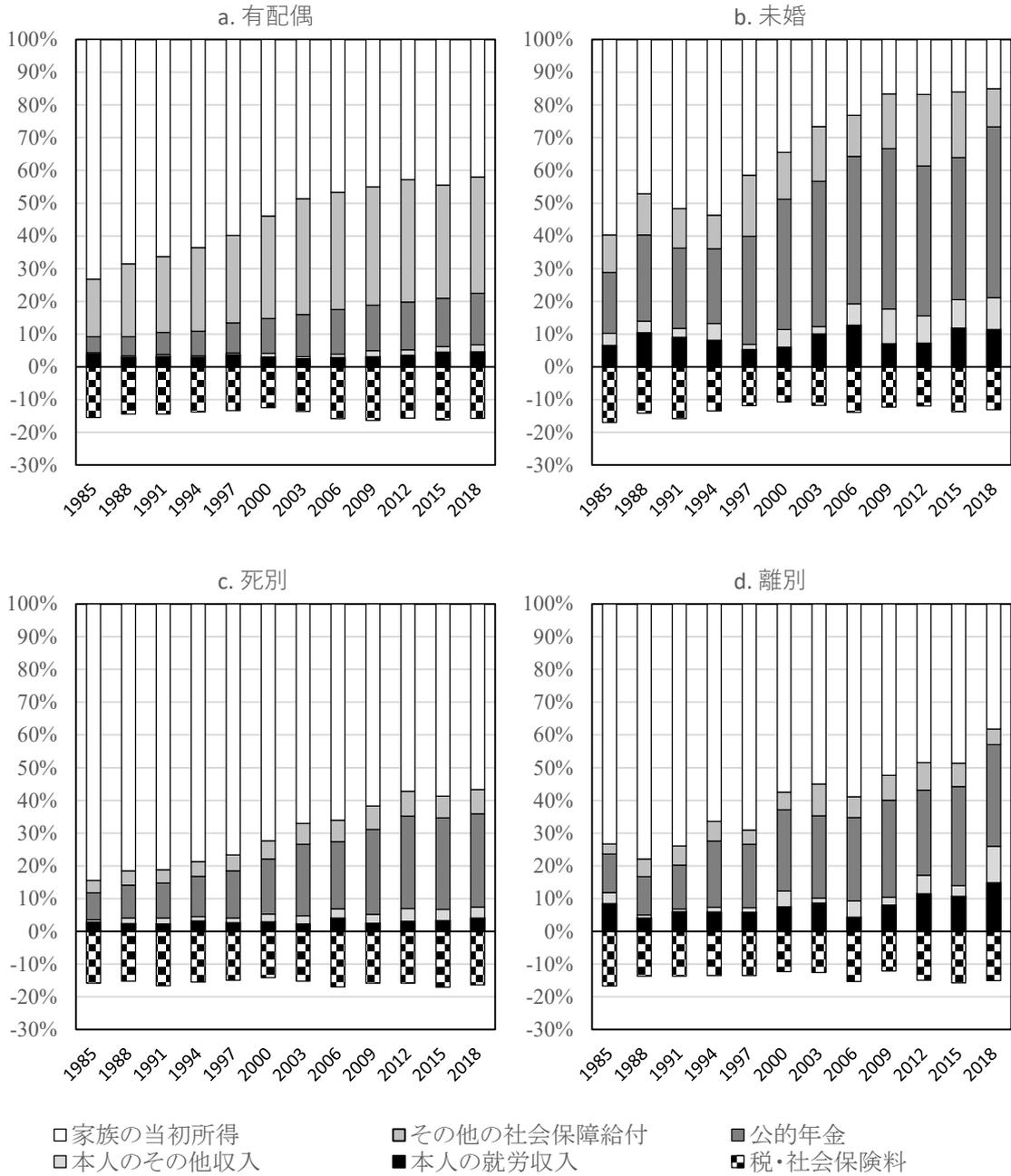
図8 高齢男女における配偶関係別等価可処分所得の水準



注：全人口における等価可処分所得の平均を100%とした比で表記している。

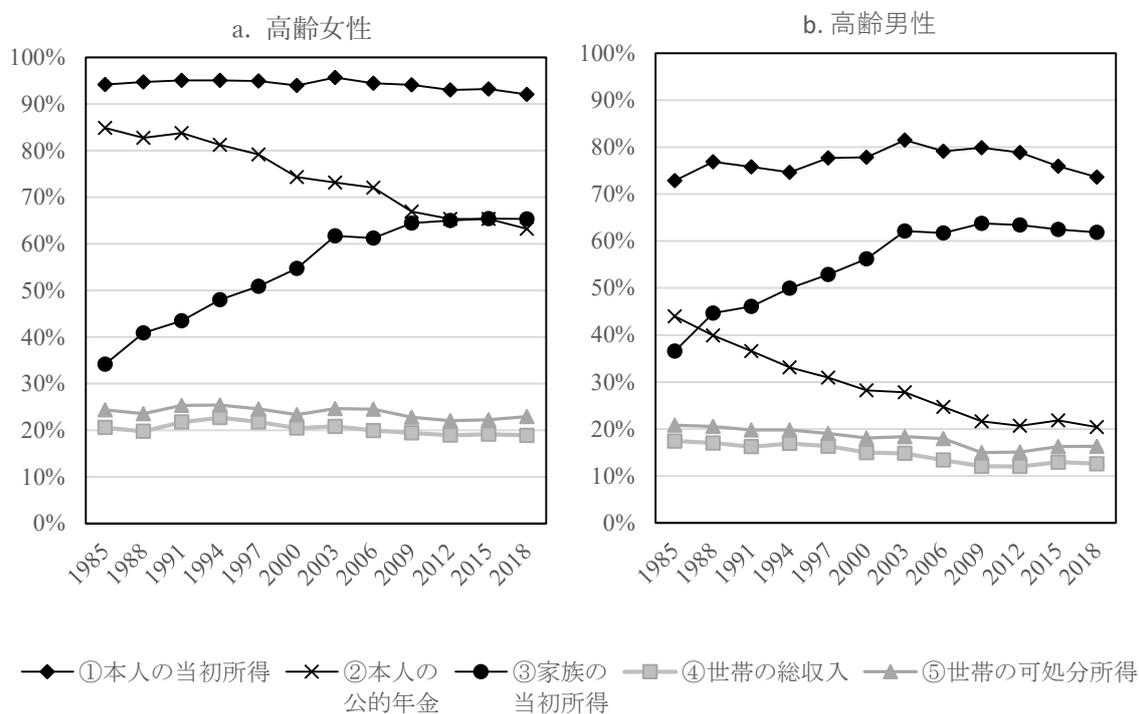
出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

図9 高齢女性における世帯所得の構成



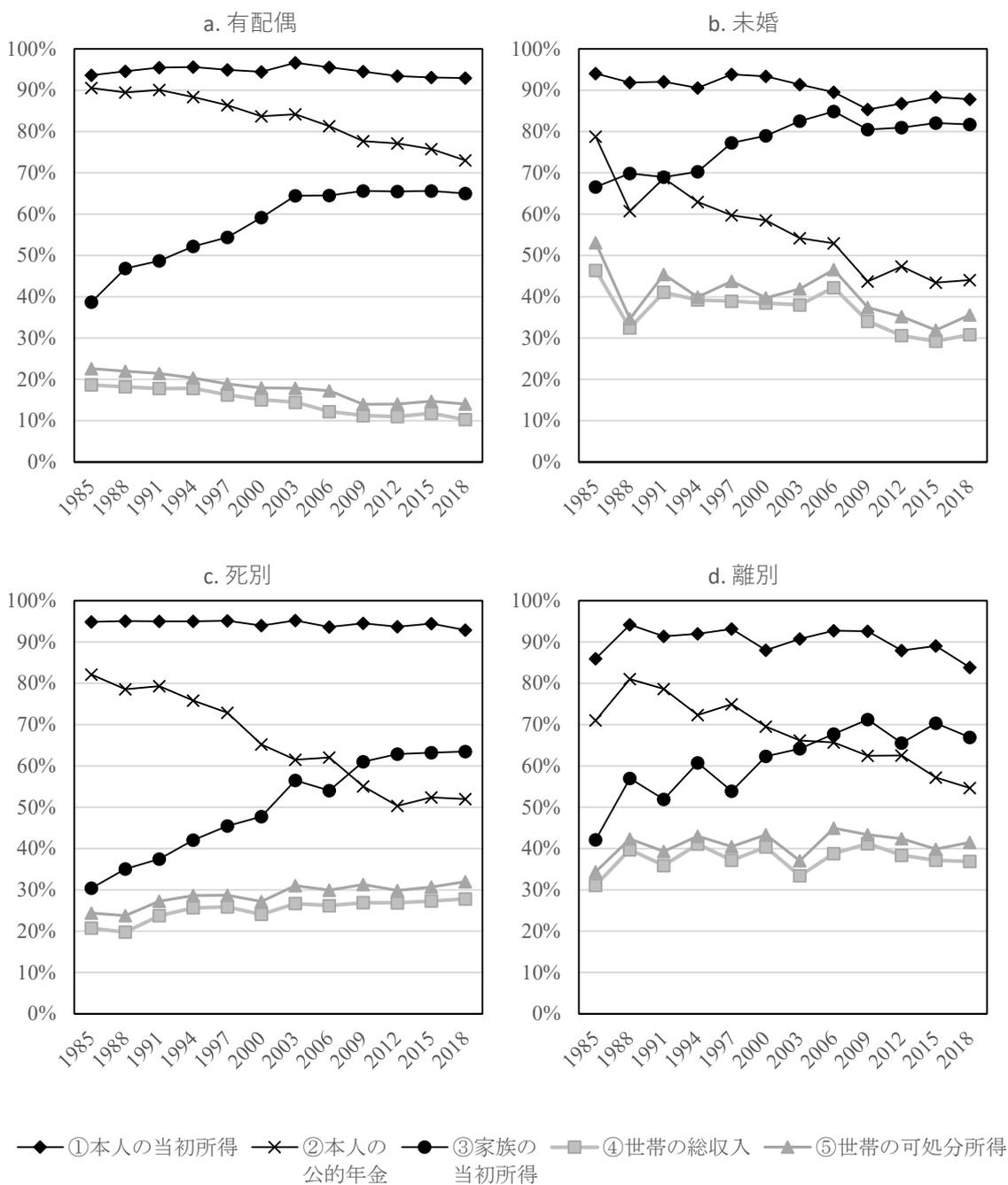
出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

図 10 高齢男女における所得段階別に応じた相対的貧困率



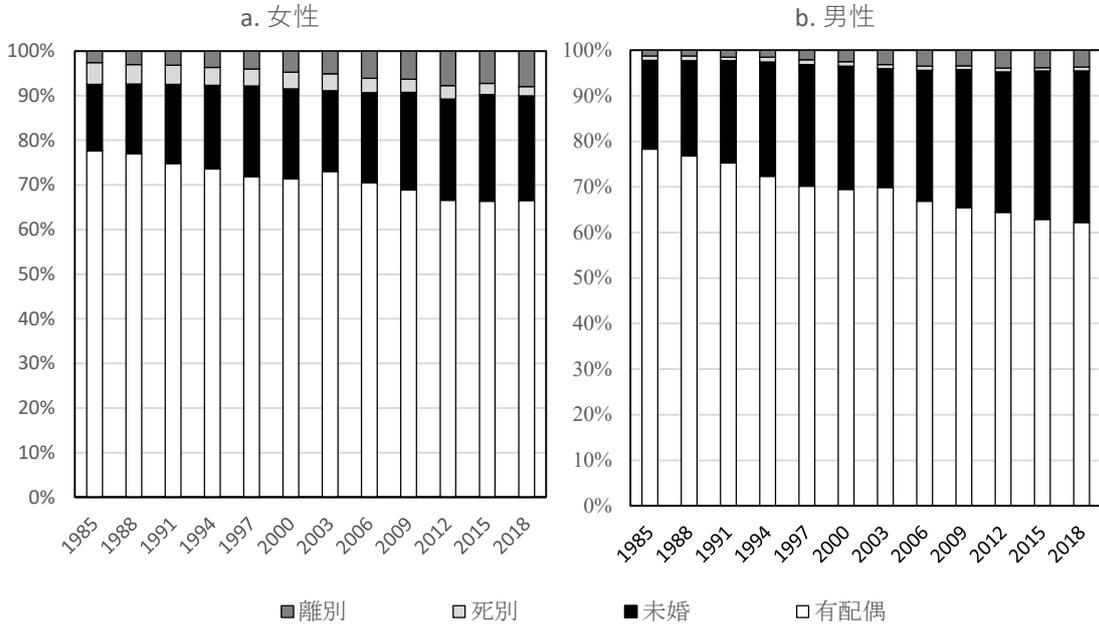
出所：『国民生活基礎調査』より筆者作成。

図 11 高齢女性における配偶関係別所得段階別にみた相対的貧困率



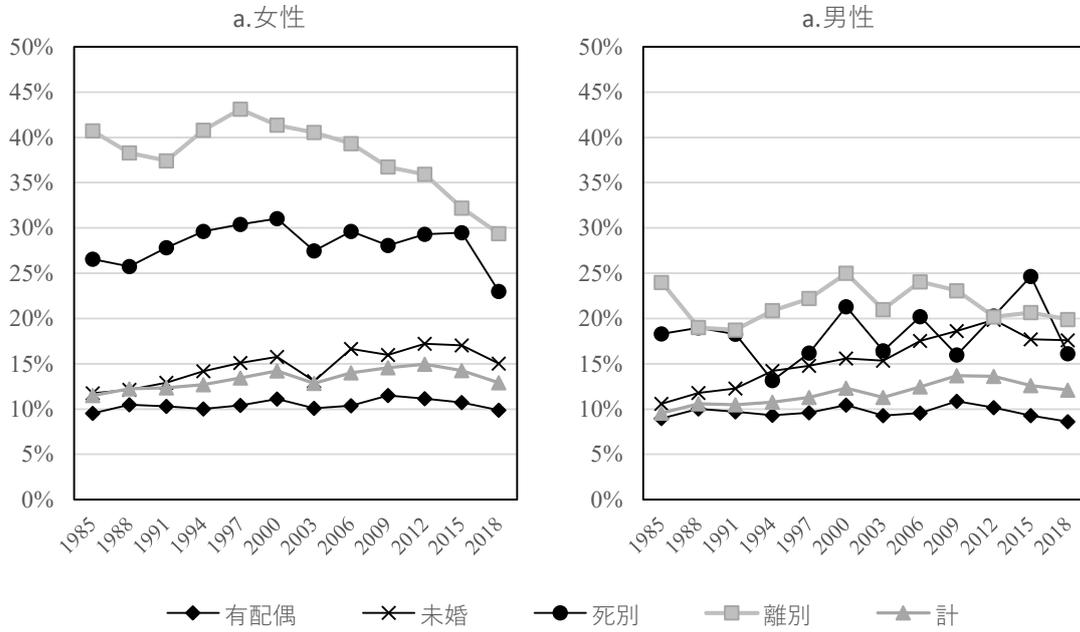
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 12 20～64 歳の男女における配偶関係の推移



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 13 20～64 歳の男女における配偶関係別貧困率の推移



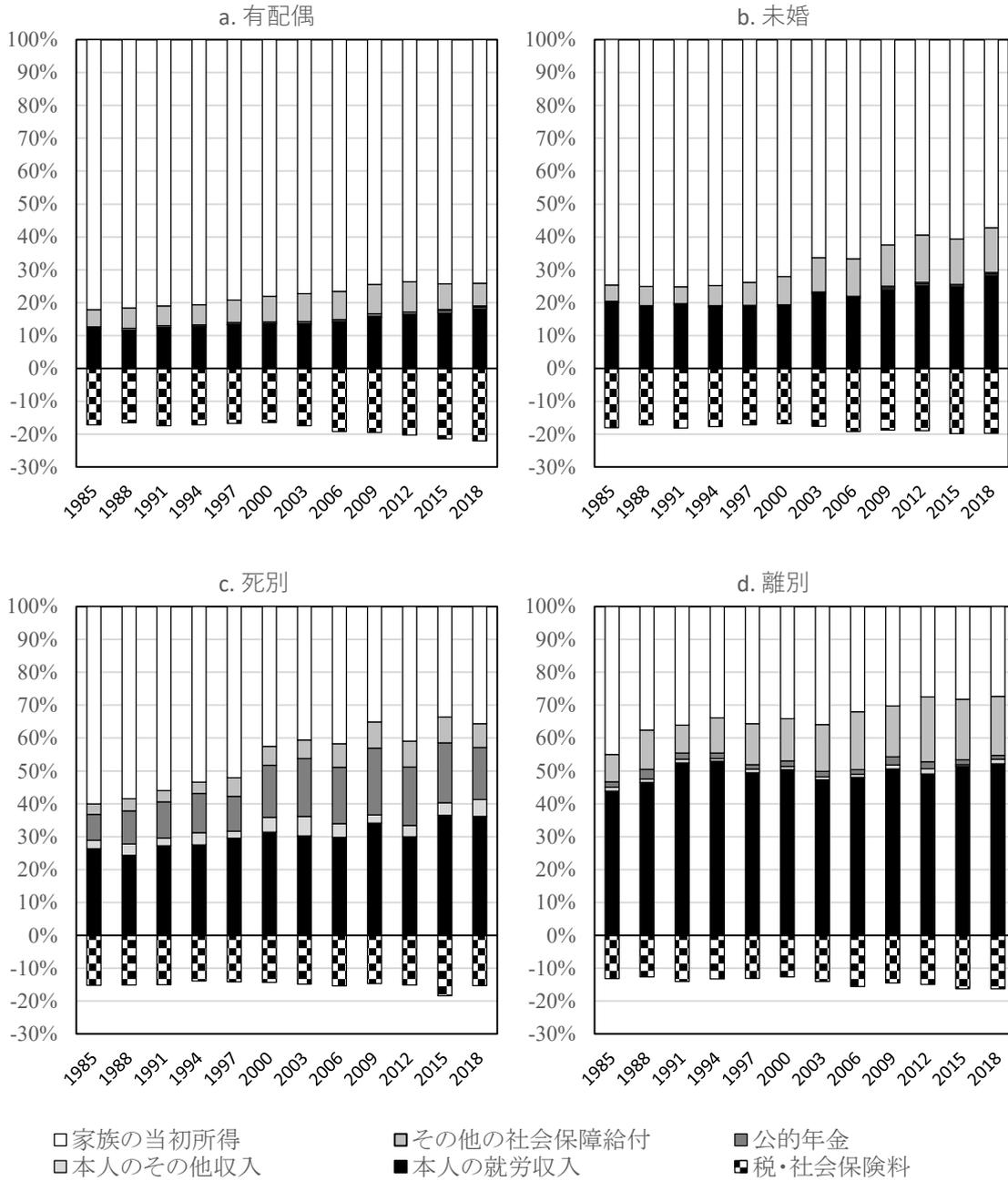
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

表3 20～64歳の男女における1985年から2018年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

	20-64歳女性		20-64歳男性	
	貧困率寄与	シェア寄与	貧困率寄与	シェア寄与
有配偶	0.26	-1.08	-0.26	-1.41
未婚	0.63	1.15	1.85	1.94
死別	-0.12	-0.69	-0.02	-0.02
離別	-0.59	1.88	-0.10	0.54
合計	0.17	1.26	1.47	1.04
貧困率変化	1.43		2.52	

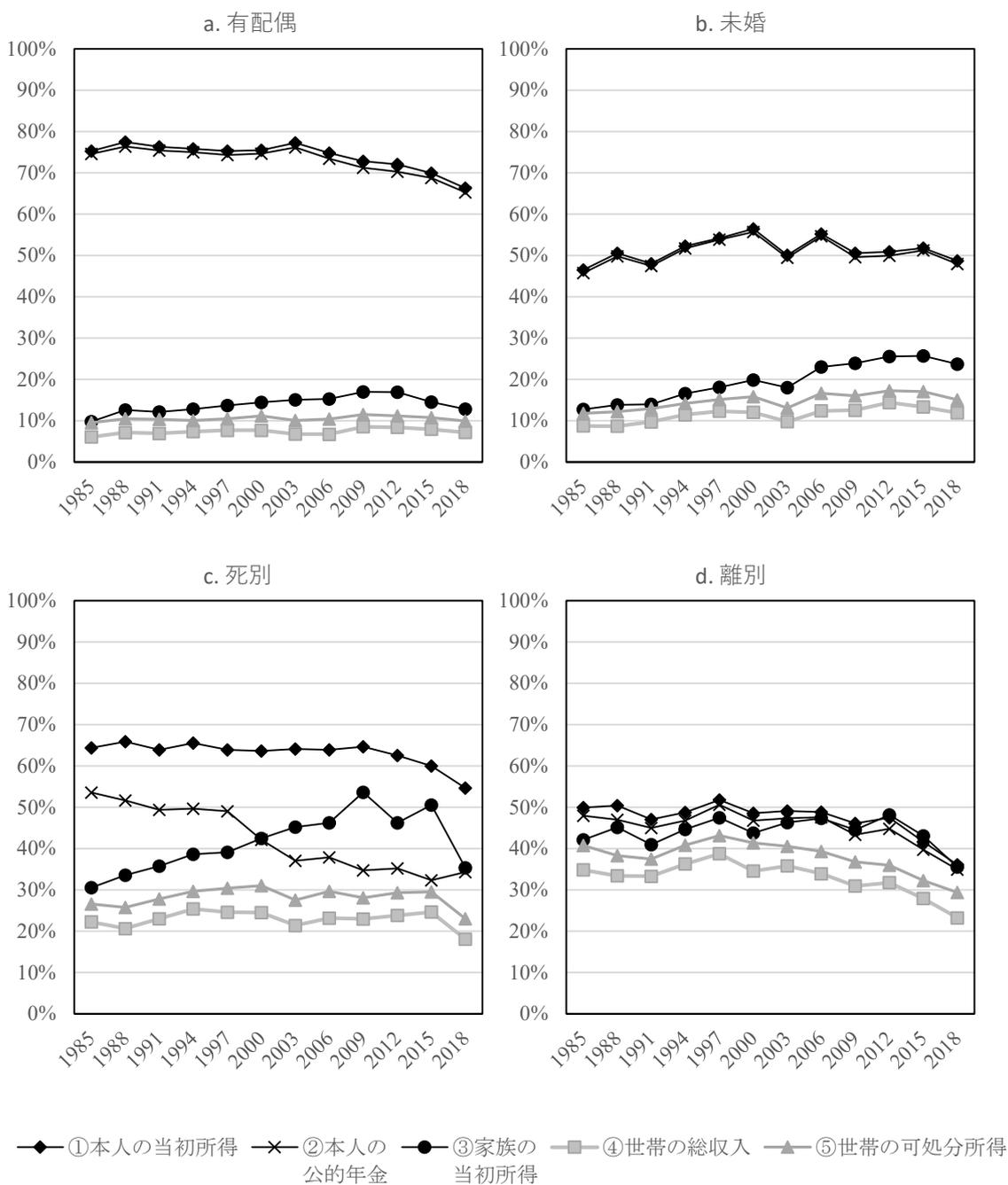
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 14 20～64 歳の女性における世帯所得の構成



出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

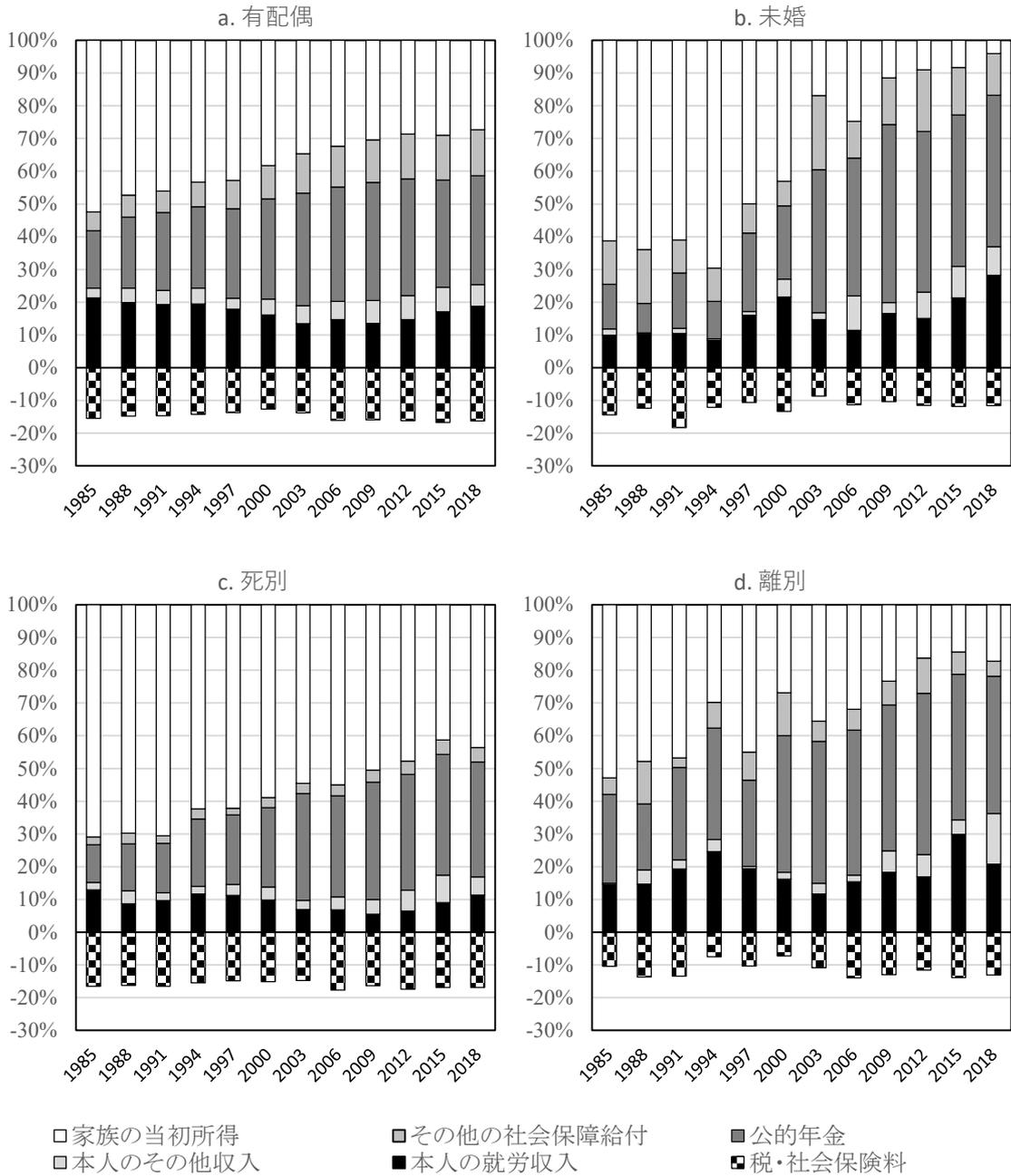
図 15 20～64 歳女性における配偶関係別所得段階別にみた相対的貧困率



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

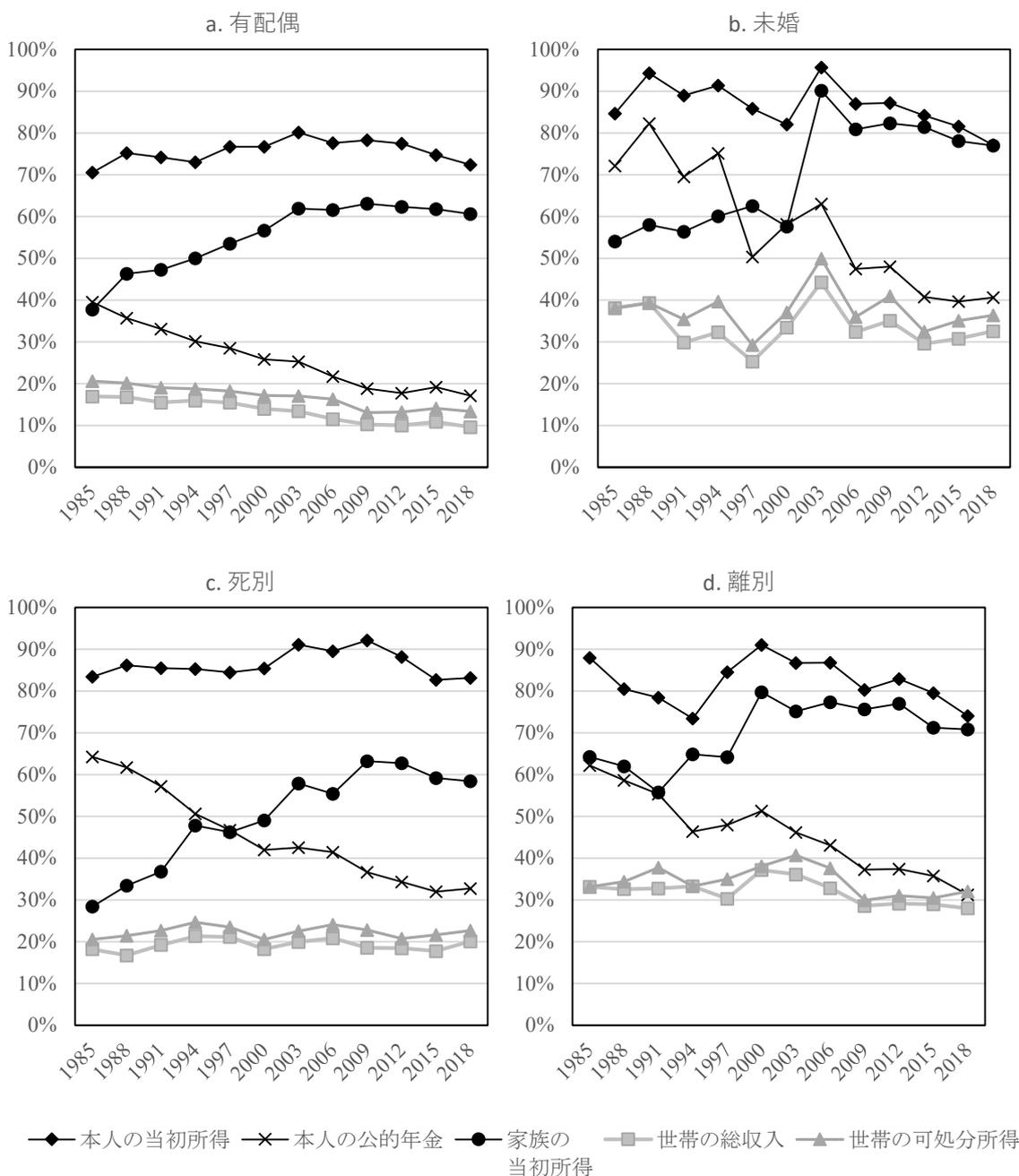
Appendix

図 a1 高齢男性における世帯所得の構成



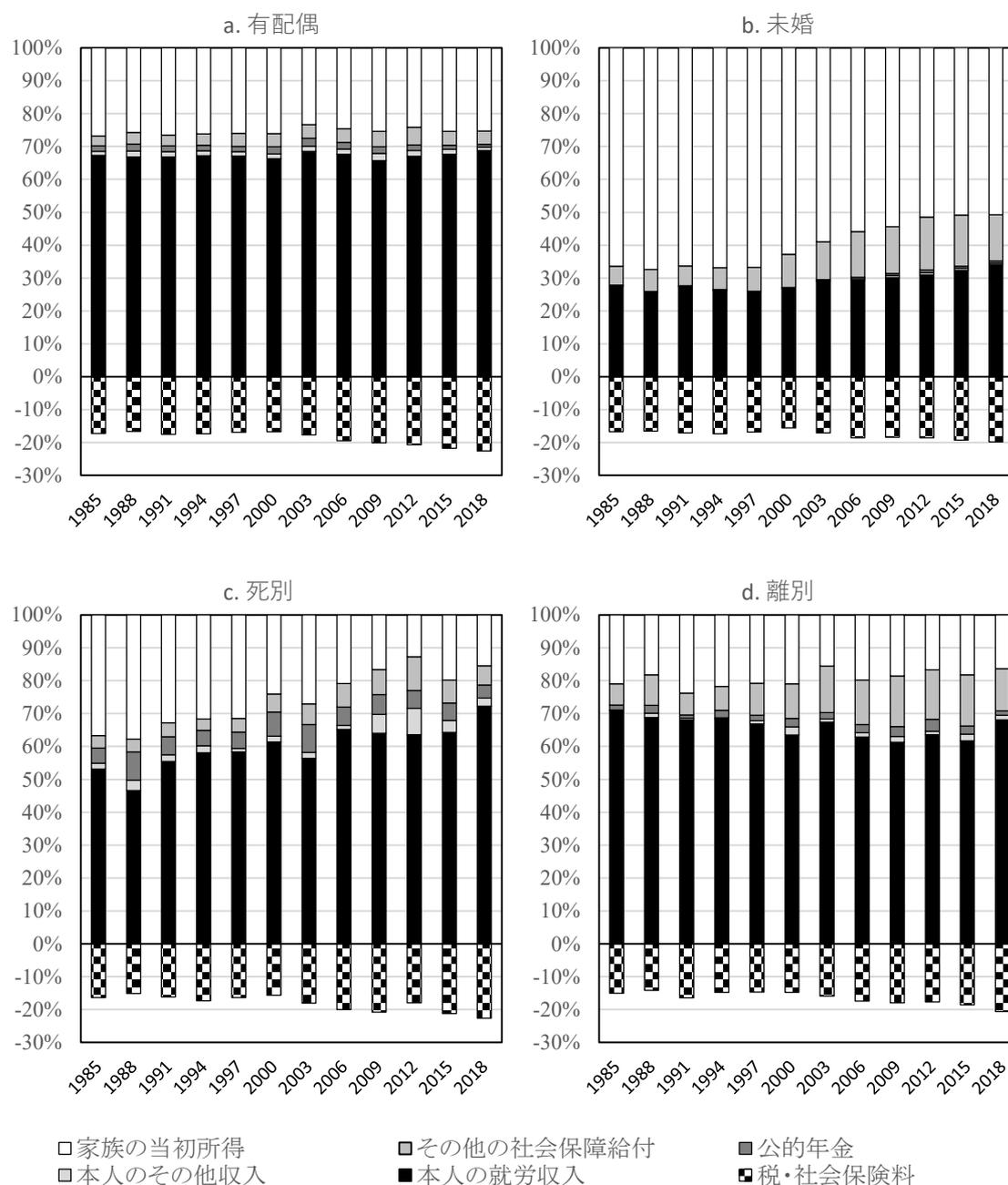
出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

図 a2 高齢男性における配偶関係別所得段階別に見た相対的貧困率



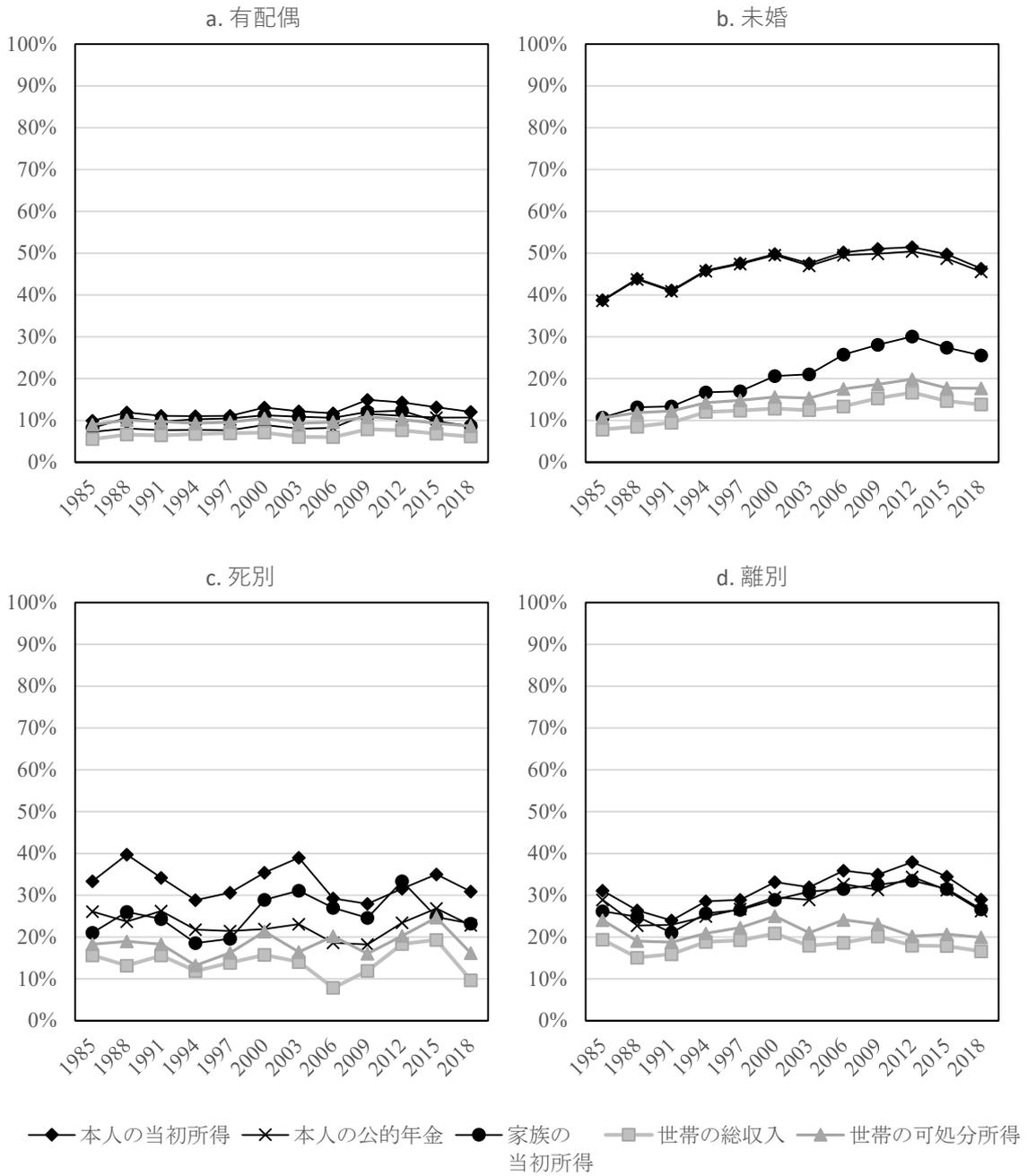
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 a3 20～64 歳の男性における世帯所得の構成



出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

図 a4 20～64 歳の男性における配偶関係別所得段階別に見た相対的貧困率



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。